



令和2年12月8日

各 位

会 社 名 株式会社 東京一番フーズ  
代表者名 代表取締役社長 坂本 大地  
(コード番号：3067 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 岩成 和子  
(TEL：03-5363-2132)

### 当社連結子会社に対する否認請求に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社寿し常（以下、寿し常）は、以下のとおり、令和2年11月25日付けで株式会社豊田の破産管財人より東京地方裁判所において否認の請求を申し立てられ、同年12月3日に同請求書の送達を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 否認請求の原因及び否認請求に至った経緯

寿し常は、令和2年6月1日、株式会社豊田（以下、豊田）の運営する寿司店舗運営事業及び付帯事業の一部に関する事業（以下、本事業）を譲り受けました。

その後、豊田について、東京地方裁判所より破産手続開始決定がされ、今般、同社破産管財人が寿し常に対し、本事業の一部の不動産（以下、本不動産）が不相当な価格で売却されたとの主張を前提に、本不動産の担保余剰額の支払を求めてきました。

当社は、豊田が設定した公正な競争を旨とする適正な選定過程を経て、複数の財務・法務ほかの専門家アドバイザーの意見と客観的事実を踏まえ、豊田に対し本不動産を含む本事業の適正な価値を提示し、豊田より本事業を譲り受けるに至ったものであり、極めて遺憾であります。

#### 2. 否認の請求をした者の概要

(1)	名 称	破産者株式会社豊田破産管財人竹村葉子
(2)	所 在 地	東京都新宿区新宿1-8-5 新宿御苑室町ビル5階

#### 3. 否認請求の内容及び請求金額

##### (1) 請求の内容

破産管財人の主張価格を前提とした本不動産の担保余剰額の請求

##### (2) 請求の目的の価額

198,684,663円及びこれに対する遅延損害金

#### 4. 今後の見通し

当社は、破産管財人の請求については認められるものではないと考えており、否認請求手続等において当社の主張・立証を行ってまいります。

なお、当社の業績に対する影響につきましては未確定であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上